

高岡市市民の手による美しいまちづくり推進事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高岡市市民の手による美しいまちづくり推進事業助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し、高岡市補助金等交付規則（平成17年高岡市規則第32号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成金の交付)

第2条 市長は、高岡市市民の手による美しいまちづくり推進条例施行規則（平成17年高岡市規則第86号。以下「規則」という。）第17条に規定する団体（以下「団体」という。）が行う市内の一定の区域で行う市民美化活動（以下「活動」という。）に対し、予算の範囲内において助成金を交付するものとする。

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 規則第17条第1号に定める団体が年度を通じて活動を行った場合 当該年度につき8万円。ただし、市長が特に必要と認めるときは、当該額に8万円以内の額を増額することができる。
 - (2) 規則第17条第2号に定める団体が年度を通じて活動を行った場合 当該年度につき2万円。
- 2 前項の規定にかかわらず、活動の開始の時期が年度の途中である場合、当該年度における助成金の額は、活動に要した月数に応じて、それぞれ前項各号に規定する額の12分の1に当該月数を乗じて得た額を交付するものとする。この場合において、当該助成金の額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする団体は、協定締結年度にあつては協定を締結した日から当該日の属する月の翌月10日までに、それ以降の年度にあつては助成を受けようとする年度の4月10日までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 高岡市市民の手による美しいまちづくり推進事業助成金申請書（様式第1号）
- (2) 助成金の交付を受けて行う事業の活動計画書及び収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(助成金の決定及び通知)

第5条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、助成金を

交付すべきものと認めるときは、助成金の交付を決定するものとする。

- 2 市長は、助成金の交付の決定をする場合において、必要と認めるときは、助成金の交付の目的を達成するために必要な限度において条件を付することができる。
- 3 市長は、助成金の交付を決定したときは、高岡市市民の手による美しいまちづくり推進事業助成金交付決定通知書（様式第2号）により、交付決定額その他必要な事項を当該団体に通知するものとする。

（助成金の支払）

第6条 前条第3項の通知を受けた団体は、速やかに、助成金の支払を市長に請求するものとし、市長は、請求があったときは、助成金を概算払の方法により支払うものとする。

（事業報告書の提出）

第7条 助成金の支払を受けた団体は、当該助成の対象である活動を完了したときは、当該活動が完了した日又は当該年度の末日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（高岡市環境美化協定要綱の様式第3号）
- (2) 収支決算書
- (3) その他活動に関する資料

（助成金の精算）

第8条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その報告に係る活動の成果が助成金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しているかを審査し、適合していると認めるときは、速やかに、交付する助成金の額を確定し、高岡市市民の手による美しいまちづくり推進事業助成金等確定通知書（様式第3号）により通知し、精算の手続を行うものとする。

（交付決定の取消し）

第9条 市長は、助成金の交付の決定を受けた団体が、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金交付申請書の内容と事実が著しく異なったとき。
- (3) 助成の対象となる活動を実施しないとき又は実施する見込みがないとき。
- (4) 条例、規則若しくはこの要綱の規定又は助成金の交付の決定に付した条件に違反したとき。

(助成金の返還)

第 10 条 市長は、前条の規定により、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消した
場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が支払われているときは、
当該助成金の交付を受けた者に対して、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(補則)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の高岡市市民の手による美しいまちづくり推進事業助成金交付要綱の規定によ
り交付された助成金については、改正後の高岡市市民の手による美しいまちづくり推進
事業助成金交付要綱の規定により交付された助成金とみなす。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。